

別表第 1（第 6 条関係）

事業区域 面積 施設	3,000 m ² 以上 1 ha未満	1 ha 以 上 1.5ha 未満	1.5ha 以 上 5ha 未 満	5ha 以上 15ha 未 満	15ha 以 上 25ha 未満	25ha 以 上
接道※ 1	幅員 4 m	幅員 5 m		幅員 6 m		
緩衝帯※ 2	幅員 3 m	幅員 4 m	幅員 5 m	幅員10m	幅員15m	幅員20m
防草対策	コンクリート、アスファルト、砂利又は碎石（径10cm未満）、ウッドチップ（有価物又は原位置自然還元）、防草シート又は人工芝（10年以上の耐用年数、透水係数10 ⁻² ～1.0以上）を雨水施設を除いて全面的に施工すること。					
雨水施設	雨水の処理方法は、古河市雨水流出抑制技術基準（市が定める雨水流出抑制に係る基準をいう。以下同じ。）によること。この場合において、太陽光パネルの設置箇所に係る流出係数は、0.9～1.0とする。					
太陽光発電設備 の安全対策	1 第三者が事業区域内に侵入し、事故等が起こらないよう周囲を柵塀等により囲み、出入口には扉を設け施錠すること。 2 柵塀等については、太陽光発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、事業区域内に第三者が容易に立ち入ることができない高さ及び容易に取り除くことができないものを用いること。 3 柵塀等を常に良好な状況に維持し、看板は常に文字が識別できるようにすること。 4 架台の高さ等については、日本産業規格JISC8955を満たしていること。					

※ 1 接道が建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 2 項に規定する道路の場合は、当該道路の中心から 2 m の範囲に建築物、工作物等を設置しないこと。

※ 2 緩衝帯は、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第28条の 3 に準じて設置するものとし、事業区域の境界に沿ってその内側に設置しなければならない。ただし、河川、緑地、田畑等に隣接する部分は、緩衝帯を設置しないことができる。

別表第2（第6条、第17条関係）

切土又は盛土工事の安全対策	1 土砂の移動量（切土及び盛土の合計量）は必要最低限度とし、事業区域内の地形及び土地の形質の変更を最小限度にとどめること。 2 崖又はのり面の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖又はのり面の反対方向に雨水その他地表水が流れるように勾配が設けられていること。 3 切土をする場合には、切土した後の地盤に滑りが生じないよう安全確保のための措置を講ずること。 4 盛土をする場合には、盛土をした後の地盤に雨水その他地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないよう、締固め等の措置を講ずること。 5 切土又は盛土により事業区域を造成する場合には、茨城県宅地開発関係資料集（技術基準及びその他編）12擁壁等の基準に準じること。 ※ 造成区域の面積が500㎡以上、盛土の高さが30cmを超える場合等は、宅地造成及び特定盛土等規制法、条例等の適用の有無について関係機関に確認すること。
防草対策	1 事業区域内の敷材については、適切な維持管理及び更新を行うこと。 2 事業区域内の敷材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、茨城県土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）及び古河市土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例（平成17年条例第111号）（以下「廃掃法等」という。）に違反しない適切な敷材を使用することとし、径は10cm以下の資材を使用すること。また、ウッドチップを利用する際は、有価物又は原位置自然還元物を使用すること。
雨水排水対策	1 原則として事業区域外に雨水が流出しない土地勾配とすること。 2 事業区域内の雨水は敷地内処理を行うこと。この場合の処理方法は、古河市雨水流出抑制技術基準によるものとする。 3 太陽光パネルの設置箇所に係る流出係数は、0.9～1.0とすること。
有害物質対策	1 カドミウム、ヒ素等が含まれ、周囲に影響を与えるおそれのある太陽光パネルを設置する場合には、破損時に周囲に影響がないように対策（地中不浸透、飛散防止等）を講じること。 2 太陽光発電設備の廃棄処理を行う際には、廃掃法等に従い処理を行い、国が定める太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインに準じて処分すること。
太陽光発電設備の安全対策	1 第三者が事業区域内に侵入し、事故等が起こらないよう周囲を柵塀等により囲み、出入口には扉を設け施錠すること。 2 柵塀等については、太陽光発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、事業区域内に第三者が容易に立ち入ることができない高さ及び容易に取り除くことができないものを用いること。 3 柵塀等を常に良好な状態に維持し、看板は常に文字が識別できるようにすること。 4 架台の高さ等については、日本産業規格JISC8955を満たしていること。
生活環境の保全	1 住宅、学校、病院、児童福祉施設、社会教育施設等に隣接する場所に太陽光発電設備を設置する場合は、威圧感、騒音振動、熱及び反射光等に配慮し、近隣住民及び周辺住民等と協議の上、事業区域との境界から後退させ、太陽光パネルを低反射のものとし、又は傾きを調整すること。また、機器の設置位置については、各メーカーの設置基準に準拠したものとし、騒音、遮光等の対策を講じること。 2 道路沿いに太陽光発電設備を設置する場合は、道路の見通しの妨げにならないよう事業区域との境界から後退させること。 3 地元関係者等の要望があったときは、騒音、遮光等の対策を随時講じること。 4 環境省が定める太陽光発電の環境配慮ガイドライン、一般社団法人太陽光発電協会の定める太陽光発電システムの反射光トラブル防止について等を参考とすること。
良好な景観の形成	1 市街地、住宅地等の景観を阻害しないよう太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。 2 河川、都市公園等の自然景観を阻害しないよう太陽光発電設備の設置位置等に配慮すること。 3 太陽光発電設備は、周囲の景観と調和したできる限り目立たない色彩とすること。
電気設備の保守点検	1 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める太陽光発電設備の保守点検を行い、必要に応じて設備の更新等速やかに対応すること。 2 一般社団法人太陽光発電協会等が定める太陽光発電システム保守点検ガイドラインを参考にすること。 3 太陽光発電設備が破損したときは、被害を最小限にとどめるよう努めるものとし、速やかに復旧又は撤去すること。

別表第3（第8条関係）

区分	関係法令	抑制区域の名称
第1号	茨城県自然環境保全条例(昭和48年茨城県条例第4号)	自然環境保全地域
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)	1 鳥獣保護区 2 特別保護地区
	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)	農用地区域
	農地法	1 甲種農地 2 第一種農地 3 採草放牧地
	森林法	地域森林計画の対象とする森林
第2号	河川法(昭和39年法律第167号)	1 河川区域 2 河川保全区域 3 河川予定地
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)	1 土砂災害警戒区域 2 土砂災害特別警戒区域
	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)	地すべり防止区域
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域
第3号	文化財保護法(昭和25年法律第214号) 古河市文化財保護条例(平成17年条例第167号)	1 史跡 2 名勝 3 天然記念物所在地 4 埋蔵文化財包蔵地
第4号	景観法	1 景観形成重点地区 2 景観形成重点路線道路端から10m以内の区域
第5号	都市計画法	1 第一種低層住居専用地域 2 第二種低層住居専用地域 3 第一種中高層住居専用地域 4 第二種中高層住居専用地域 5 第一種住居地域 6 第二種住居地域 7 準住居地域 8 田園住居地域 9 前各項の地域界から水平距離300m以内の区域
第6号		1 都市計画施設の予定区域 2 地区計画区域
第7号		1 市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)区域 2 市街地開発等予定区域

別表第4（第10条、第13条関係）

書類の種類		事前協議に 添付	実施協議に添付	工事着手等 届に添付
公共的施設（道路、河川、水路等）管理者との協議録			該当する場合	
境界確認立会申請書の写し			該当する場合	
法定外公共物占用許可申請書の写し			該当する場合	
私道管理者の同意書の写し			該当する場合	
土地の登記事項証明書			必須	
個人の場合には住民票、法人の場合には法人登記全部事項証明書（3箇月以内に発行されたもの）		必須	必須	
登記されていない借地権等設定契約書の写し			該当する場合	
土地に付着している所有権以外の権利者の同意書			該当する場合	
案内図（縮尺5000分の1相当）※1		必須	必須	着手時
土地利用計画図※2		必須	必須	
公図の写し※3		必須	必須	
電気設備配置図※4		必須	必須	
航空写真・公図重ね図※5		必須	必須	
防草・雨水対策図※6			必須	
断面図（切土又は盛土をする場合）			該当する場合	
承役地の地役権図面			該当する場合	
説明会範囲図		必須	必須	
反射シミュレーション※7			該当する場合	
事業スケジュール（協議開始から運用開始まで）等			必須	着手時
説明会の写真			必須	
製品の仕様書若しくはカタログ又は品質証明書	太陽光パネル		必須	
	キュービクル		必須	
	パワーコンディショナ		必須	
	架台		必須	
	擁壁等		該当する場合	
	雨水施設		該当する場合	
	防草シート		該当する場合	
	砕石		該当する場合	
	ウッドチップ		該当する場合	
	蓄電池		該当する場合	
市税納付証明（直近の課税年度分）※8		必須	必須	
暴力団の排除等に係る誓約書※9		必須	必須	
関係法令等チェックリスト（様式第1号）		必須	必須	着手時
説明会開催（戸別訪問等）報告書（様式第5号）			必須	
現場写真			必須	完了時※10

- ※1 案内図は、方位及び縮尺を示すとともに、自ら行う他の事業区域がある場合には、その事業区域及び事業名を併記すること。
- ※2 土地利用計画図は、方位及び縮尺を明らかにし、事業区域境界線を赤色で示すこと。また、地盤高、接道、緩衝帯、雨水施設の位置を明らかにすること。
- ※3 公図は、方位及び縮尺を明らかにし、事業区域境界線を赤色で示し、事業区域の形状、寸法及び杭の位置を明らかにすること。また、各筆の地番を併記し、原則、1葉にまとめること。
- ※4 電気設備配置図は、方位及び縮尺を明らかにし、事業区域境界線を赤色で示すこと。また、太陽光パネル、キュービクル、パワーコンディショナ及び蓄電池の位置（災害時の電気取出しコンセントがある場合には、その位置を含む。）を明らかにすること。
- ※5 航空写真・公図重ね図は、方位及び縮尺を明らかにし、事業区域境界線を赤色で示すこと。また、原則、1葉にまとめること。
- ※6 防草・雨水対策図は、方位及び縮尺を明らかにし、事業区域境界線を赤色で示すこと。また、雨水施設の位置及び種別を明示し、防草対策の種別及び施工区域を色等で示すこと。
- ※7 反射シミュレーションは、周辺住民がいない場合には、添付不要とする。
- ※8 納付状況について、市の公簿等により確認できる場合であって、市が確認することについて同意書を提出するときは、省略することができる。
- ※9 事前協議において提出した場合には、実施協議において省略することができる。ただし、事前協議後に代表者等に変更があった場合には、この限りでない。
- ※10 工事を完了する場合には、施工前及び施行後の写真のほか、設置した看板の写真を添付すること。

別表第 5（第19条関係）

種別	開始	停止	再開	廃止	撤去
案内図（縮尺 1/5000）	必須	必須	必須	必須	
事業認定書の写し	該当する 場合 ※ 1				
発電量調整供給契約の承諾書等の写し	該当する 場合 ※ 2				
太陽光発電設備の保守管理契約書の写し	該当する 場合 ※ 3				
現場の写真	必須	必須	必須	必須	必須
看板の写真	必須				
協議終了通知書				必須	
撤去費用積立金の残高を証する書面				必須	

※ 1 事業者が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 9 条第 4 項の認定を受けている場合

※ 2 事業者が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 9 条第 4 項の認定を受けていない場合

※ 3 太陽光発電設備の保守管理を委託する場合
様式を次のように改める。

